



金 沢 市 公 報

号外第 1 9 号 の 3

令和 8 年(2026年) 9 月18日

〒920-8577

金沢市広坂 1 丁目 1 番 1 号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ
●訓令甲	
○職員の勤務時間に関する規程の一部改正について (人 事 課)	1
○金沢市環境局自家用電気工作物保安規程の一部改正について (環境政策課)	1
●告 示	
○金沢市納税奨励規程の廃止について (納 税 課)	2
○金沢市国民健康保険料納付奨励規程の廃止について (保険年金課)	2

●教育委員会規則	
○金沢市図書館規則の一部を改正する規則 (図書館総務課)	2
●消防局訓令甲	
○消防同意等事務処理規程の一部改正について (予 防 課)	3
●公営企業管理規程	
○金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程 (企業総務課)	3

訓 令 甲

●金沢市訓令甲第 5 号

庁 中 一 般

職員の勤務時間に関する規程(昭和34年訓令甲第 2 号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月18日

金沢市長 村 山 卓

別表農業センターに勤務する職員の項の次に次のように加える。

金沢もりづくり ベース東浅川で 業務を行う職員	日勤	1 週間当たり38時間45分勤務とし、その割振り及び時限は、森林再生課長が定める。	4 週間を通じ4 日以上とし、その期日は、森林再生課長が定める。	勤務時間 6 時間を超え 7 時間45分未満のときは45分、7 時間45分以上のときは 1 時間とし、その時限は、森林再生課長が定める。
-------------------------------	----	---	----------------------------------	--

附 則

この訓令は、令和 8 年10月31日から施行する。

●金沢市訓令甲第 6 号

庁 中 一 般

金沢市環境局自家用電気工作物保安規程(平成13年訓令甲第 3 号)の一部を次のように改正する。

令和 8 年 9 月18日

金沢市長 村 山 卓

目次中「第13条」を「第13条の 2」に改める。

第 4 条第 5 号中「の検査」を「の自主検査」に、「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、同条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号を第 8 号とし、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 法第51条の 2 第 1 項の規定による確認(以下「使用前自己確認」という。)の実施に当たること。

第13条の見出し及び同条中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、第 4 章中同条の次に次の 1 条を加える。

(使用前自己確認)

第13条の 2 使用前自己確認が定められている電気工作物に関しては、別に定める検査実施体制及び検査要領により使用前自己確認を行うとともに、その結果を記録し、保存するものとする。

第14条の次に次の 1 条を加える。

(サイバーセキュリティの確保)

第14条の 2 管理職員は、電気工作物の保安を確保するため、国が定める自家用電気工作物に係るサイバーセキュリティの確保に関するガイドライン及び市長が別に定めるサイバーセキュリティを確保するための方針に基づき、サイバーセキュリティの確保のための適切な処置を講ずるものとする。

第26条第 1 項第 5 号中「法定事業者検査」を「法定自主検査」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 使用前自己確認の結果に関する事項

別表第 3 汽力・内燃力の項の次に次のように加える。

太陽電池発電設備	太陽電池アレイ 接続箱 パワーコンディショナ	損傷 腐食 汚損 亀裂 過熱 計器の異状 表示灯の異状	1 回 ／月	損傷 腐食 汚損 亀裂 過熱 ゆるみ 清掃 接触状態の異状 接地線接続部 操作具合	1 回 ／年			絶縁抵抗測定	1 回 ／年	
----------	------------------------------	---	-----------	--	-----------	--	--	--------	-----------	--

告 示

●金沢市告示第232号

金沢市納税奨励規程（昭和37年告示第10号）は、廃止する。

令和 8 年 9 月18日

金沢市長 村 山 卓

附 則

この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

●金沢市告示第233号

金沢市国民健康保険料納付奨励規程（昭和32年告示第18号）は、廃止する。

令和 8 年 9 月18日

金沢市長 村 山 卓

附 則

- この告示は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- この告示の施行の際現に廃止前の金沢市国民健康保険料納付奨励規程（以下「旧規程」という。）により設置されている国民健康保険料納付組合（以下「組合」という。）に対する奨励金（令和 8 年度末までに当該組合が取り扱った保険料の納入通知書の件数及び保険料の納付額に係るものに限る。）の交付については、旧規程は、この告示の施行の日以後も、なおその効力を有する。

教 育 委 員 会 規 則

金沢市図書館規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月18日

金沢市教育委員会教育長 野 口 弘

●金沢市教育委員会規則第5号

金沢市図書館規則の一部を改正する規則

第1条 金沢市図書館規則（平成7年教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第3条を削る。

附則第4条中「、第26条の表玉川図書館の項中

「		7	施設及び設備の維持管理に関する事項	」
		8	金沢市図書館協議会に関する事項	
		9	他係に属しない事項	

とあるのは

「		7	長町図書室の管理及び運営に関する事項	」
		8	施設及び設備の維持管理に関する事項	
		9	金沢市図書館協議会に関する事項	
		10	他係に属しない事項	

と」を削り、同条を附則第3条とする。

第2条 金沢市図書館規則の一部を次のように改正する。

附則第3条中「、第22条第3項第2号中「午前10時から午後7時まで（日曜日等にあつては、午前10時から午後5時まで）」とあるのは「午前10時から午後5時まで」と」を削る。

附 則

この規則中第1条の規定は令和8年11月1日から、第2条の規定は同年12月18日から施行する。

消 防 局 訓 令 甲

●金沢市消防局訓令甲第2号

消 防 局
消 防 署

消防同意等事務処理規程（平成12年消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

令和8年9月18日

金沢市消防長 北 島 将 平

第3条第2項に次のただし書を加える。

ただし、消防長が指定する情報通信技術を利用した消防同意の事務処理を行うためのシステム（以下「消防同意事務システム」という。）を通じて消防同意の求めがあった場合は、受付印の押印を省略することができる。

第4条第2項中「理由を付せんに記載して」を「旨を理由とともに」に、「返却する」を「通知する」に改める。

第6条に次の1項を加える。

- 4 前各項の規定にかかわらず、消防同意事務システムを通じて消防同意の求めがあった場合は、同意又は不同意の旨（計画通知書における処理にあつては、支障の有無）を消防同意事務システムを通じて建築主事等に通知するものとする。この場合において、不同意としたもの（計画通知書における処理にあつては、支障があるとしたもの）については、その理由を示すものとする。

附 則

この訓令は、令和8年10月1日から施行する。

公 営 企 業 管 理 規 程

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和8年9月18日

●金沢市公営企業管理規程第 8 号

金沢市企業局会計規程の一部を改正する規程

金沢市企業局会計規程（昭和55年公営企業管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

「 金沢市企業局出納取扱金融機関
様式第 18 号（表）中「控」を「原符」に改め、 金沢市企業局収納取扱金融機関 を削る。
金沢市企業局指定公金事務取扱者 」

様式第19号第 1 葉中「◎郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。」を削り、同様式第 2 葉中「控」を「原符」に、

「

収納機関番号		通知書番号	
--------	--	-------	--

」を

「

--	--

」に、

「

納期限			
-----	--	--	--

」を

「

納期限		通知書番号	
-----	--	-------	--

」に改め、

「 金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関 を削り、「取りまとめ局」を「取りまとめ店」に改める。
金沢市企業局指定公金事務取扱者 」

様式第23号その 3 を次のように改める。

(表)

水道・下水道料金納付書兼領収証書													
金沢市公営企業管理者 印													
お問合せ 金沢市企業局													
様 お客様の水道・下水道料金は、次のとおり計算いたしましたので、期限までに裏面記載の方法でお支払いください。													
水道・下水道料金の内訳													
<table><tr><td>お客様番号</td><td>指 定 期 限</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>		お客様番号	指 定 期 限										
お客様番号	指 定 期 限												
<table><tr><td>月 分</td><td>合 計 額</td></tr><tr><td>年 月 分</td><td>円</td></tr></table>		月 分	合 計 額	年 月 分	円								
月 分	合 計 額												
年 月 分	円												
<table><tr><td>前回検針日</td><td>今年検針日</td></tr><tr><td>年 月 日</td><td>年 月 日</td></tr></table>		前回検針日	今年検針日	年 月 日	年 月 日								
前回検針日	今年検針日												
年 月 日	年 月 日												
<table><tr><td>上下水道</td><td>年 月 日</td></tr></table>		上下水道	年 月 日										
上下水道	年 月 日												
<table><tr><td>認定量</td><td>使用料</td><td>消費税等相当額</td><td>延滞金</td></tr><tr><td>m³</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		認定量	使用料	消費税等相当額	延滞金	m ³	円	円	円				
認定量	使用料	消費税等相当額	延滞金										
m ³	円	円	円										
<table><tr><td>内 訳</td><td>水道</td><td>使用量</td><td>給水使用料金</td><td>消費税等相当額</td><td>下 水 道</td></tr><tr><td></td><td></td><td>m³</td><td>円</td><td>円</td><td>円</td></tr></table>		内 訳	水道	使用量	給水使用料金	消費税等相当額	下 水 道			m ³	円	円	円
内 訳	水道	使用量	給水使用料金	消費税等相当額	下 水 道								
		m ³	円	円	円								

(裏)

この欄には、納付額を納期限までに納付しなかった場合において執られるべき措置を記入すること。

第 2 葉

金沢市企業局										収入済通知書										金沢市企業局										領収証書									
年度										会計										年度										会計									
受取人										合計額										お客様番号										お客様番号									
業務										年度										区分										会計									
指定期限										お客様番号										様										様									
ご依頼人										様										受取人										受取人									
備考										領収日付印										合計額										合計額									
C V S 等 収 納 用										取扱金融機関										備考										備考									
取りまとめ店										取扱金融機関										指定期限										指定期限									
収納代行会社										取扱金融機関										備考										備考									
上記のとおり領収しましたので通知します。										領収日付印										上記の金額を領収しました。										領収日付印									
(宛先) 金沢市企業局企業出納員										領収日付印										領収日付印										領収日付印									
金沢市企業局出納取扱金融機関、金沢市企業局収納取扱金融機関										領収日付印										領収日付印										領収日付印									

様式第39号（表）及び様式第40号（表）中「控」を「原符」に改め、

「 金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関 を削る。
金沢市企業局指定公金事務取扱者 」

様式第41号第 1 葉中「◎郵便局では取り扱っておりませんのでご注意ください。」を削り、同様式第 2 葉中「控」を「原符」に、

「 収納機関番号 通知書番号 」を

「 」に、

「 指定納期限 」を

「 指定納期限 通知書番号 」に改め、

「 金沢市企業局出納取扱金融機関
金沢市企業局収納取扱金融機関 を削り、「取りまとめ局」を「取りまとめ店」に改る。
金沢市企業局指定公金事務取扱者 」

附 則

- 1 この規程は、令和 8 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の日前に交付された改正前の金沢市企業局会計規程の規定による納入通知書等は、改正後の金沢市企業局会計規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。

令和 8 年(2026年) 9 月18日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾 4 丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄